

議案第5号

瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

上記の議案を提出する。

令和3年3月2日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

新型コロナウイルスワクチン接種の実施に伴い、瑞穂町民会館の住民の利用を一部制限する場合における代替措置として、瑞穂ビューパークスカイホールの使用料の減免規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例

瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例（平成2年条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「平成29年条例第26号」を「令和3年条例第 号」に、「から平成32年3月31日まで」を「以後」に、「瑞穂町民会館条例（昭和43年条例第23号）附則第2項の規定に」を「予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定による予防接種の実施に伴って瑞穂町民会館条例（昭和43

年条例第23号) 第3条の規定により承認されず、又は同条例第8条の規定により中止され、若しくは取り消されたことに」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の附則第2条第1項の規定により必要な使用的の承認及び使用料の免除又は返還その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>第1条 略 (使用料の減免の特例)</p> <p>第2条 瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(令和3年条例第号)の施行の日(以下「一部改正条例施行日」という。)以後の施設等(小ホール、リハーサル室及び展示ホール並びに規則で定める附属設備及び物品に限る。以下この条において同じ。)の使用に係る使用料に限り、当該施設等の使用が<u>予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定による予防接種の実施に伴って瑞穂町民会館条例(昭和43年条例第23号)第3条の規定により承認されず、又は同条例第8条の規定により中止され、若しくは取り消されたこと</u>に起因して生じたものであり、かつ、瑞穂町民会館を使用したならば同条例第4条第2項及び第3項の規定の適用を受けるものであると委員会が認めるときは、第9条第4号の規定を適用して、当該使用料を免除することができる。この場合において、同号中「100分の50」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>別表 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。 ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>第1条 略 (使用料の減免の特例)</p> <p>第2条 瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成29年条例第26号)の施行の日(以下「一部改正条例施行日」という。)から平成32年3月31日までの施設等(小ホール、リハーサル室及び展示ホール並びに規則で定める附属設備及び物品に限る。以下この条において同じ。)の使用に係る使用料に限り、当該施設等の使用が<u>瑞穂町民会館条例(昭和43年条例第23号)附則第2項の規定に起因して生じたもの</u>であり、かつ、瑞穂町民会館を使用したならば同条例第4条第2項及び第3項の規定の適用を受けるものであると委員会が認めるときは、第9条第4号の規定を適用して、当該使用料を免除することができる。この場合において、同号中「100分の50」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>別表 略</p>

(準備行為)

2 この条例による改正後の附則第2条第1項の規定により必要な使用の承認及び使用料の免除又は返還その他の行為は、この条例の施行の目前においても行うことができる。